

令和6年(ワ)第30739号 法廷警察権行使に対する国家賠償請求事件

原告 鈴木賢ほか2名

被告 国

原告第二準備書面

5

令和7(2025)年9月26日

東京地方裁判所 民事第17部合議1係 御中

10

原告ら訴訟代理人

弁護士(主任) 亀石 倫子 

同 水野 泰孝 

15

同 井桁 大介 

同 加藤 雄太郎 

同 谷口 太規 

20

同 戸田 善恭 

原告らは、本書面において、これまでに原告ら及び被告それぞれが提出した主張書面（訴状、被告準備書面(1)、原告第一準備書面及び被告提出の令和7年9月3日付け準備書面(2)（以下「被告準備書面(2)」という。))を踏まえ、本件における争点に関して原告らとして理解するところを整理するとともに、今後の審理についての原告らとしての考えを述べる。

1 総論

本件の主要な争点は、①原告らそれぞれが争う公権力の行使の内容及び法的性質、及び②（①を踏まえた上での）当該公権力の行使の違法性である。以下、①②それぞれにつき、詳説する。

2 ①原告らそれぞれが争う公権力の行使の内容及び法的性質について

(1) 主張の整理

上記①の争点についての原告らの主張は、本件レインボー柄排除命令、本件バッジ排除命令（清水）及び本件バッジ排除命令（小川）はいずれも裁判所法71条2項に基づく行政処分としての「命令」にあたり、本件パーカー文字排除処置は同項に基づく権力的事実行為としての「処置」にあたる、というものである。

これに対して、被告は、本件各命令・処置が、「命令」や権力的事実行為としての「処置」にあらず、任意の要請に留まるものである旨を反論する¹。

¹ 被告は、本件各命令・処置に係る裁判長上田及び裁判長國井の行為は、「法廷警察権の予防作用に位置づけられる」（被告準備書面(2)8、9、10頁）とも述べているが、この趣旨は必ずしも明らかではない。予防作用としての法廷警察権の行使であっても、一定の作為又は不作為の義務を課したり、私人の利益や自由の侵害を伴ったりすれば、命令又は権力的事実行為としての処置に該当する。被告も言及する裁判所傍聴規則1条2号及び3号はそのような類型の法廷警察権を規定したものである（甲20・28、38頁参照）。

もともと、被告は続けて、「任意の要請により所期の目的が達せられたことか

したがって、裁判所は、まずは、原告ら及び被告それぞれの主張を踏まえ、本件各命令・処置が「命令」ないし権力的事実行為としての「処置」にあたるか否かについて判断することになる。

5 (2) 今後の審理

上記①の争点について、原告らは、これを、基礎となる事実関係に対して客観的になされる法的評価の問題と位置付ける一方、被告は、事実認定の問題に位置付けており、その捉え方に相違がある。もっとも、この相違は相対的なものであり、原告らとしては、この相違が今後の審理のあり方や裁判所による判断手法に影響を与えるものではないと理解している。

すなわち、原告らも、本件各命令・処置は口頭で、又は事実行為として行われたことを前提にしているが、法令等において特段の定めのない限り、「命令」をはじめとする行政処分は口頭によっても行うことができるし（行政手続法 8 条 2 項、14 条 3 項参照）、権力的事実行為の行使に際しても書面に依ることは要求されない。法令等をみても、裁判所法 71 条 2 項に基づく「命令」又は権力的事実行為としての「処置」について、裁判所法をはじめとする法令や最高裁判所規則において書面その他一定の方式に依らなければならないとはされていない。周知のとおり、実務上、裁判所法 71 条 2 項に基づく法廷警察権の行使として、口頭による「命令」や、書面に依らない「処置」は、しばしば行われているし、逆に、書面による「命令」や「処置」はほとんどないはずである。結局のところ、上記①の

ら、「裁判所法 71 条 2 項の「命令」を発する事態には至らなかった」と述べていることから、被告は、命令や権力的事実行為としての処置に至らない程度の、裁判所法 71 条 2 項の要件を充足していなくとも実施可能な任意の要請、という意味で「法廷警察権の予防作用」という語を使用していると推察される。

その意味で、被告の用語法はややミスリーディングであると思われるが、本文のとおり被告の主張を整理する上では特に弊害はなく、さらに立ち入る必要はないものと考えている。

争点が、法的評価の問題であれ事実認定の問題であれ、当事者はそれぞれの主張に沿って関連する事実関係を主張立証し、裁判所は当該事実関係を踏まえて本件各命令・処置が「命令」ないし権力的事実行為としての「処置」にあたるか否かを判断することになる。

5 原告らとしては、上記①の争点に係る判断手法が上記のとおりであることを前提に、本件各命令・処置が「命令」又は権力的事実行為としての「処置」にあたることを基礎付ける事実関係を訴状以来主張しており、引き続き、必要に応じて追加の事実を主張する。被告との間でその存否や内容について争いがあると考えられる事実については、追加の陳述書、証人尋問、
10 当事者尋問等により立証を行う方針である。

仮に、被告として上記のような判断手法自体に異論がある場合、被告が
15 適当と考える判断手法を主張されたい。

また、裁判所におかれては、判断手法のレベルで原告らと被告の間に見
解の相違がある場合、効率的な主張立証を原告ら・被告双方ができるよう、
15 ①の争点に係る判断手法をご教示いただきたい。

3 ②当該公権力の行使の違法性について

(1) 主張の整理

上記②の争点について、原告らの主張は、簡潔に述べると、本件各命令・
20 処置は、(a)裁判所法71条2項の要件を充足しておらず、かつ、(b)裁判
長上田及び裁判長國井は、同項の要件の充足の検討において、客観的な事
実評価を行わず、観念的なリスクを過大評価しており、法廷警察権の目的、
範囲を著しく逸脱し、方法が甚だしく不当であったから、国家賠償法の適
用上違法である、というものである。

25 これに対して、被告は、被告準備書面(2)・第2・3(12頁以下)にお
いて、本件靴下、本件バッジ及び本件パーカーの着用が裁判所法71条2

項にいう「不当な行状」に該当する旨を主張するなど、上記(a)及び(b)それぞれに対して、反論をする。特に上記(a)については、被告準備書面(1)における主張と裁判所法71条2項との関係が不明確であるという原告らの主張を受けて、被告として、同項の定める要件充足性が本訴の中核的な争点であることを前提に、本件各命令・処置について裁判所法71条2項に照らした法律構成を明らかにしたものと理解される。

したがって、裁判所は、原告ら及び被告それぞれの主張を踏まえ、上記(a)及び(b)のいずれについても、判断を示すことになる。

なお、被告は、上記(a)に関して、本件各命令・処置が、裁判所法71条2項にいう「法廷における裁判所の職務の執行を妨げ」る行為に該当すると主張するものではないようであり、以後、原告らもこのことを前提として主張立証活動を行う。

(2) 今後の審理

原告らとしては、上記②の争点（上記(a)及び(b)）についても、原告らの主張を基礎付ける事実関係を訴状以来主張しており、引き続き、必要に応じて追加の事実を主張する。被告との間でその存否や内容に争いがあると考えられる事実については、追加の陳述書、証人尋問、当事者尋問等により立証を行う方針である。

また、被告は、被告準備書面(2)において、本件靴下、本件バッジ及び本件パーカーの着用が「不当な行状」にあたるとする根拠として、「各事件の事案の内容や争点に照らし、いずれも裁判所に対する中立性、公平性に疑念を抱かせることになりかねないものであるし、法廷内又はこれに近接した場所における喧噪につながりかねない」（13頁4行目から6行目）と述べる。この主張から、被告は、裁判所法71条2項の「不当な行状」の該当性について、「裁判所に対する中立性、公平性に疑念を抱かせる」可能性

や、「法廷内又はこれに近接した場所における喧噪」の発生可能性を考慮要素とする主張を行っているものと理解される。原告らは、このような被告による「不当な行状」の該当性に関する主張に対しても、改めて反論を行う予定である。